

覚 書

文部科学省及び公益財団法人教科書研究センター（以下、「教科書研究センター」という。）は、教科書検定結果公開事業（以下、「公開事業」という。）に関する資料の取扱いについて、下記のとおり了解する。

記

1. 平成25年度以降の公開事業に関する資料の取扱いについて

- (1) 文部科学省は、平成25年度以降毎年度、当該年度の公開事業に関する資料（申請図書、調査意見書、判定案、検定意見書、修正表、見本、その他検定申請関連書類等）について、教科書研究センターへ目録を添えて寄贈するものとする。
- (2) 教科書研究センターは、当該資料を教科書図書館において保管するとともに、寄贈した年度の末日まで、これを広く一般の閲覧に供するものとする。また、文部科学省はこのことについて、広報するものとする。
- (3) 文部科学省は、教科書図書館が当該資料を閲覧に供するに当たり、教科書図書館の規程等に従い取り扱うことに同意するものとする。
- (4) 教科書研究センターは、寄贈した年度の末日までの公開の後、当該資料を公開の年度を含め10年間保持することとし、その後、廃棄することができる。その際は、あらかじめ文部科学省に通知するものとする。

2. 平成11年度から平成24年度までの公開事業に関する資料の取扱いについて

- (1) 教科書研究センターで保管されている平成11年度から平成15年度までの公開事業に関する資料については、平成25年度中に文部科学省が教科書研究センターより引き取りを行うものとする。
- (2) 教科書研究センターで保管されている平成16年度から平成24年度までの資料については、公開の年度を含め10年を経過するごとに、文部科学省が教科書研究センターより引き取りを行うものとする。

3. この覚書に定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、
両者間において協議して定めるものとする。

平成25年7月18日

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

公益財団法人
教科書研究センター理事長

常 田 寛